

**設計施工一貫方式における
BIMのワークフロー（案）
（第1版）**

2022（令和4）年3月

意見照会用資料

**一般社団法人 日本建設業連合会
建築本部 建築BIM合同会議**

はじめに

(白紙)

2022年6月の版で記載します

目次

はじめに	03
目次	04
改廃履歴	05
設計施工一貫方式の BIM ワークフロー	07
図 1 : 国土交通省 BIM ワークフローパターン④	09
図 2 : パターン④をベースとした提言一覧	11
図 3 : 設計施工一貫方式の BIM ワークフロー	13
提言 01 ステージの考え方	15
提言 02 作業期間の明確化	17
提言 03 EIR (BIM 発注者情報要件) の作成	18
提言 04 BEP(BIM 実行計画書)の作成	19
提言 05 施工への設計 BIM モデルの受渡し	20
提言 06 施工技術コンサルティング業務契約・専門技術コンサルティング業務契約 ...	22
提言 07 施工 BIM の進め方	23
提言 08 BIM を活用した工事監理の進め方	25
提言 09 維持管理・運用 BIM 作成	26
検討を継続する主な課題	28
おわりに	30
作成関係委員	31

改廃履歴

設計施工一貫方式の BIM ワークフロー（日建連版 BIM ワークフロー）

- 総合建設会社が S2～S6 を担うパターンとして、設計施工一貫方式の BIM ワークフローを例示
- ワークフローの体裁は、『建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）』（建築 BIM 推進会議）に準拠
- 日建連 B 方式^{※1}を採用した設備工事を含む一式請負工事
- 維持管理・運用 BIM 作成業務も総合建設会社が受注

1 設計施工一貫方式の特徴

設計施工一貫方式は、発注条件に基づき、設計と施工を一貫して総合建設会社に発注する方式です。設計と施工の責任が一元化されているため、発注者リスクが低い方式になります。工事費や工期に関して早期に設定することが容易ですが、BIM データの運用を希望する場合は、より精度の高い情報とするために、発注条件を適切に設定することが重要です。そのため、より早い段階で発注者が EIR として設計施工者に BIM に関わる目的などを提示する必要があります。

この方式の場合、施工技術コンサルティング業務は、受注した総合建設会社内において設計部門と施工部門が連携する形で BIM の活用有無に関わらず実施されており、特段の事情がない限り、別途あらたな契約などは不要となります。先進的な取り組みでは、「設計から施工へ BIM を引き継ぐ」だけでなく、施工側が設計業務と並行して施工モデルの作成などを行い、その施工情報を設計者が設計モデル・図書に反映させるなど、設計と施工が設計段階から協業するプロセスが実践されています。

一方、BIM データを連携利用する場面においても、設計者と施工者が同じ会社であるため、BIM モデルの作成ルールや属性情報、ライブラリ、テンプレートの共有化などがスムーズとなるだけでなく、発注者の EIR に準拠した維持管理・運用 BIM の作成にも設計や施工段階から情報の連続性を考慮した対応も容易となります。

このように設計施工一貫方式では、設計と施工が早期に協業し、工事着工時点で確実に施工ができるレベルの設計モデル・図書の発行を通じて、精度の高い工事費と工期の算定が行えます。併せて BIM データの連続性を考慮した施工モデルを工事着工前から準備することも容易となり、維持管理・運用段階も含め、BIM データを活用した合理的な建築生産プロセスを実現しやすいと言えます。

2 日建連版 BIM ワークフロー作成の前提

日建連版 BIM ワークフローの作成にあたり、以下のケースを想定して作成しています。

① 建築 BIM 推進会議（国土交通省）で決定されたガイドラインに準拠

2022 年 3 月に決定された『建築分野における BIM の標準ワークフローとその活用方策に関するガイドライン（第 2 版）』に記載されている「ワークフロー④」（図 1）を基本とし、設計施工一貫発注に特化したワークフローとします。使用する用語なども準拠しています。

図2では、ガイドラインで示されたワークフローに対し、提案する設計施工一貫方式のワークフローの相違点や留意点を提言として示しています。

図2で示した提言を踏まえ、設計施工一貫方式における BIM ワークフロー（日建連版 BIM ワークフロー）を図3として、整理しました。

②S2～S6 までを総合建設会社が担う

今回は、S2 段階開始時の設計者選定において、設計施工一貫方式が採用されたケースを想定しています。設計施工一貫方式として、日建連 B 方式とした設備工事も含む一式請負工事を前提に作成しています。実際のプロジェクトにおいては、総合建設会社の強みである建築プロジェクト全般に関わる豊富な実績と最新技術を活かしたライフサイクルにわたる一貫した事業支援も行われています。今後は、S0：企画、S1：基本計画における事業計画や S7：維持管理・運用フェーズにおける運用維持においても、BIM データの連続性を活かした最適なサービスの提供を図ることで、価値ある事業の実現に寄与します。

③維持管理・運用 BIM 作成業務契約の締結

ガイドラインにて新たに示された「維持管理・運用 BIM 作成業務」も総合建設会社が担うケースを前提としています。この業務は、設計施工契約の範疇とは異なる業務であり、「維持管理・運用 BIM 作成業務」契約が必要です。設計施工契約において提出していた竣工引き渡し図書には、設計 BIM や施工 BIM のデータそのものは含まれません。従来 completion 図にあたる BIM モデルの納品を求める場合は、ここで示されている「維持管理・運用 BIM 作成業務」に該当します。

表ー1 ワークフロー作成時に想定した総合建設会社の業務範囲と締結する契約

業務	分担	契約
事業コンサル		
発注支援コンサル		
別途工事		
ライフサイクルコンサルティング業務		
維持管理・運用 BIM 作成業務	○	維持管理・運用 BIM 作成業務契約
基本設計	○	日建連 B 方式（設計施工契約）
実施設計	○	日建連 B 方式（設計施工契約）
施工	○	日建連 B 方式（工事確定合意書）
工事監理	○	日建連 B 方式（工事確定合意書）
設計意図伝達	○	日建連 B 方式（設計施工契約）
維持管理		

※ 1：日建連 B 方式：設計施工契約書と工事確定合意書を用いて契約を締結する方式

https://www.nikkenren.com/publication/doc/324/9_tebiki.pdf

図2：国交省BIMガイドラインパターン④をベースとした提言

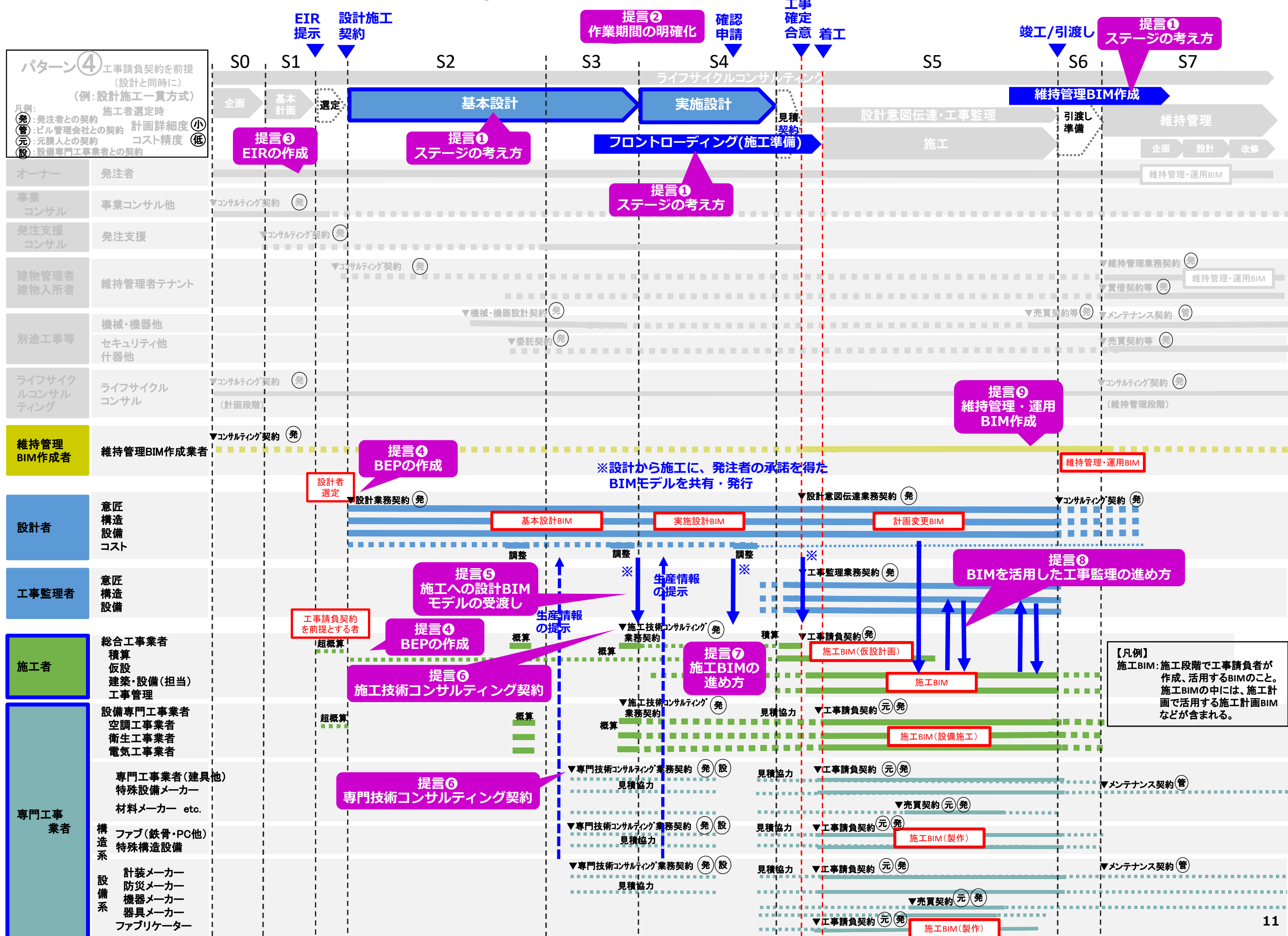
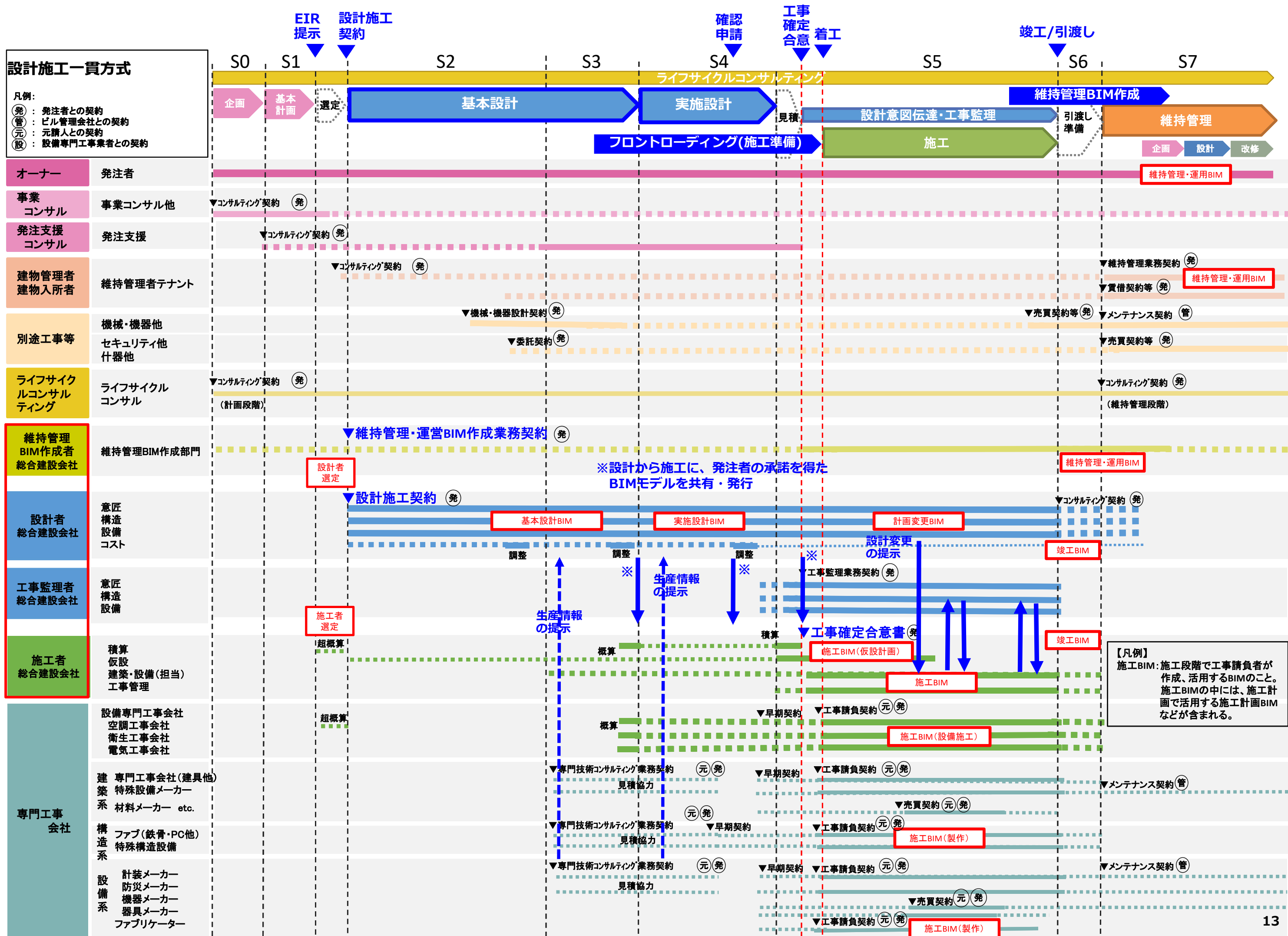


図3：設計施工一貫方式のBIMワークフロー



提言

01

ステージの考え方

- S2 と S3 を「基本設計」、S4 を「実施設計」と区分
- S4 に「フロントローディング」を追加
- 「維持管理・運用 BIM 作成」を S5 後半から S7 前半に位置づけ

01.1 S2 と S3 をまとめ、「基本設計」、S4 を「実施設計」と区分

基本設計は基本設計図（一般図）が発行されるまでとして、S2 と S3 を合わせて基本設計、S4 を実施設計としています。S4 実施設計では、発注者との契約図書および確認申請に必要な図書と確実に施工ができるレベルの図書の発行までとしています。金額的な合意形成を行ったうえで、確認申請を行う流れとすることで、手戻りのない合理的なワークフローへとつながります。

01.2 S3・S4 に「フロントローディング^{※1}」を追加

川上での“ものづくり”を目指す「フロントローディング」の考え方は、多くのプロジェクトで実践されています。先進的な取り組みでは、基本計画段階から施工側が参画し、建築主・設計者・施工者が三位一体となり、適正な品質・コスト・工期のつくり込みが実践されています。今回のワークフローでは、フロントローディングとして、S3 段階後半から BIM モデル活用に向けた検討・作成準備を開始し、S4 段階で、設計3部門+施工（専門工事会社含む）で BIM 調整会議を開催し、BIM モデルの作成・活用を主とした着工までのつくり込みを行うことを想定しています。

一方、設計施工分離発注方式において、設計施工一貫方式と同様のつくり込みを行うには、請負契約から着工まで、設計から施工へのデジタル情報の受渡し、工事監理者の事前検討・確認、建築・設備とも専門工事会社の体制整備、専門工事会社との協業のもと施工図レベルでの施工 BIM のつくり込み、施工計画の策定等のため、十分な期間が必要となります。全体工期を延ばさないためには、発注者が施工技術コンサルタントに対し、設計に施工情報を提示すること以上の役割を付加することが必要となります。

01.3 「維持管理・運用 BIM 作成」を S5 後半から S7 前半に位置づけ

維持管理・運用 BIM の作成は、設計変更などもあることから、施工段階での変更を都度反映するよりも、確定した結果をもとに作成することが合理的と言えます。作成される維持管理・運用 BIM には、活用目的に応じて EIR に記載されたモデルと、竣工時に引き渡し書類として整備される情報が含まれます。

※1：フロントローディング

フロントローディングは、検討の前倒しと言われるように BIM を活用しなくても実践できる範囲があります。日建連では、フロントローディングの考え方を手引きとしてまとめています。日建連ホームページからダウンロードできます。

▼ダウンロード：<https://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=310>



(一社)日本建設業連合会は、建築本部の3部会（施工部会、設備部会、設計企画部会）合同にて、「フロントローディング」に関する基本的な考え方や実例等を紹介する「フロントローディングの手引き 2019」を発行しました。

出版物No.	310
発行年月	2019年07月
委員会名	建築生産委員会 施工部会, 設備部会 / 建築設計委員会 設計企画部会
頁数	54 ページ
ファイルダウンロード	フロントローディングの手引き 2019  報道発表資料 

提言

02

作業期間の明確化

- 設計施工契約、確認申請、着工など生産プロセス上のキーデートを明示

02.1 ワークフローの見方

オーナー・コンサル・テナント・別途工事の行に示されているラインは“作業工程”をイメージしています。

オーナー・コンサル・テナント・別途工事以外は“モデル（データ）”で、実線はモデル作成・活用・更新、前の点線は検討・準備、後の点線は受け渡し・更新を示しています。

02.2 設計施工契約、確認申請、着工など生産プロセス上のキーデートを明示

契約時点、確認申請、工事の着工、竣工のキーデートを示すことで、設計者、施工者、専門工事会社での BIM の取り組みの開始時期を明確に示すことができます。

提言

03

EIR（BIM 発注者情報要件）の作成

- EIR は、BIM を活用するワークフローの重要な出発点
- 設計者や施工者選定に先立って提示（S1 終了段階）
- EIR の記載事項
 - ①設計・施工期間におけるマネジメントの要件（CDE 等）
 - ②維持管理・運用段階において求める情報マネジメントの要件

03.1 EIR（BIM 発注者情報要件）の作成時期

EIR は設計者や施工者選定に先立って提示され、BIM を活用するワークフローの重要な出発点と言えます。設計施工一貫方式では、超概算での受注が設計施工契約のベースとなるため、精度の高い建設工期やコストを算出する上で、S1 終了段階で EIR が提示されることが望ましいです。

03.2 EIR に記載されるのが望ましい内容

発注者からデジタルデータを活用して設計・施工期間中に何をしたいのかが明確に示されることが望まれます。具体的には①設計・施工期間におけるデジタルデータのマネジメント要件（CDE 等）、②デジタルデータの活用目的、などになります。維持管理・運用段階で活用するデータを求めるならば、この段階で提示されていると設計者や施工者は、維持管理・運用 BIM 作成者にデータを効率的に渡す作業の準備が容易となります。このような情報マネジメントの要件などが早期に示されると、設計者や施工者は発注者を含めた生産性の向上につながる取り組み提案だけでなく、付加価値提案や新しいサービスの提供につながる内容を提示することが容易です。

なお、BIM の活用手法などは、受注者が BEP（BIM 実行計画書）にて提示する形の方がより合理的な活用方法の提案ができます。

日建連では、今後ひな形を作成することを検討していきます。

提言

04

BEP (BIM 実行計画書) の作成

- S2 で設計段階と施工段階それぞれの BEP が一体となった BEP を作成 (設計部門・施工部門が協力して作成)
- 専門工事会社の取り組みは総合建設会社が作成する BEP に記載




04.1 BEP (BIM 実行計画書) の作成

- ・設計施工一貫方式の場合、設計者と施工者が協力して BEP を作成します。
- ・施工段階の BEP は、総合建設会社が専門工事会社の取り組みを含めて作成することを想定しています。そのため、専門工事会社各社が BEP を作成する必要はありません。BEP には総合建設会社と専門工事会社がデータ連携する目的や実施体制などが記載されるため、施工全体としての取り組みを示す内容と考えています。一方、データの連携が発生する専門工事会社とは、BEP と別に「BIM 連携計画書」を取り組みの着手時に作成することを想定しています。必要に応じてデータ連携のフローを明確にしておく、作業内容がより分かりやすくなると思います。
- ・専門工事会社には工事見積を依頼する際に、活用目的に合わせて BIM に関連する費用の算出を依頼しておく配慮が必要です。

04.2 BEP のひな形

- ・『施工 BIM のスタイル 施工段階における BIM ワークフローに関する手引き 2020』(日建連、2021.3) には、施工 BIM 用 BEP のサンプルを例示しています。サンプルは日建連 BIM 部会ホームページからダウンロードできます。
- ・設計・施工一体となった BEP についても、今後サンプルを提示する予定です。

▼ダウンロード : <https://www.nikkenren.com/kenchiku/bim/zuhan.html>

▼ 『施工BIMのスタイル2020』第5章に掲載されている参考資料				
No.	章	図版	DL	備考
001	第5章 参考資料	BIMモデルの取扱いに関する覚書 (例)		第5章-1
002	第5章 参考資料	BIM実行計画書のテンプレート		第5章-2
003	第5章 参考資料	BIM連携計画書のテンプレート		第5章-3
004	第5章 参考資料	BIM実施報告書のテンプレート		第5章-4
005	第5章 参考資料	プロセスマップのテンプレート		第5章-5

提言

05

施工への設計 BIM モデルの受渡し

- 設計 BIM と施工 BIM は、設計者並びに施工者がそれぞれ作成
- 設計者は施工者に発注者の承諾を得た設計 BIM モデルを共有・発行
- S3 終了時以降、3 回の受け渡しタイミングを例示
- 施工者が必要とする設計 BIM データの要件を提示

05.1 データの受け渡し

05.1.1 設計者の役割

設計者は施工者（元請）に対して、BIM データの状況を文書^{※1}で示すとともに、入力状況を具体的に施工者に説明します。

05.1.2 施工者（元請）の役割

施工者は受領した設計 BIM モデルのデータの状況から、施工 BIM の活用目的に照らして活用する範囲を設計者に示します。

05.1.3 受け渡しの時期

S3 基本設計終了時、S4 の確認申請時、S4 終了時の工事確定合意時に、設計者から施工者へ発注者の承諾を得た設計 BIM データを提供します。

05.2 施工者が必要とする設計 BIM データ

設計と施工間で BIM データを受け渡す際の留意点として、以下があげられます。

①意匠＋構造＋設備（電気・機械）の空間調整がされていること

- ・意匠、構造、設備の 3 部門で BIM データを作成し、重ね合わせにより空間の整合調整がなされたデータを受け渡します。
- ・特に天井内の調整不足により、天井高さを変えるような事象が無いことが望まれます。
- ・PS などの縦系の配置についても同様です。

②設計図書（図面）と BIM データの整合性が確保されていること

図面に記載された情報と BIM データの情報に食い違いがあると、施工者側ではデータを転用して使用するより最初から作成した方が早いことがあります。

③設計段階の確定事項と未確定事項（懸案事項）が BIM モデル上で可視化されていること

データを施工者に渡す際に、BIM モデルのキャプチャーとして、記載されていても良いです。

④設計段階で 3 次元的な検討をした場合は、該当箇所だけの信用できるデータを提供するだけでも良いこと

- ・施工者が受領したいデータは、建物全体データの有無より正しいことが重要と言えます。例えば、複雑形状をもつ建物では、3D-CAD から取得した部分的な座標値だけでも、「この通りに施工をして欲し

い」と伝達されると、データを有効に活用できる範囲が広がります。

05.3 フロントローディングの取り組み

- ・ S3 基本設計段階から施工者が参画し、設計 BIM への取り込みを目的として、設計者に構工法等の生産情報を提示します。
- ・ 引き続き S4 段階で、施工者から設計者に、施工性を考慮した納まりなどの生産情報や調達情報（メーカー情報含む）を提示します。
- ・ この時期から施工者側が施工 BIM の作成、つまり施工図・製作図レベルのデータ作成に入ります。そのため、この時期は設計 BIM モデルと施工 BIM モデルの2つが存在することが多いです。
- ・ 設計内容がほぼ確定する確認申請時の設計 BIM モデルを施工者に発行することにより、実質的な施工 BIM モデル作成開始になります。

※1：文書

記載が望まれる項目は以下の通り。

- ①作成範囲（意匠・構造・設備毎かつ部位別）、②詳細度、③図面との整合性、④引き渡しのデータ形式、⑤属性情報の扱い、⑥データの正確性（施工者はどこまで信用して良いのか）、⑦意匠・構造・設備の干渉確認の有無、⑧データの不確定要素のリスト化、

提言

06

施工技術コンサルティング業務契約・専門技術コンサルティング業務契約

- 設計施工一貫方式を採用した場合、施工技術コンサルティング業務を契約しなくても、総合建設会社はフロントローディングを実施
- 設計施工一貫方式を採用した場合、総合建設会社と専門工事会社間で、専門技術コンサルティング業務契約に準ずる契約を通じ、フロントローディングを実施

06.1 設計施工一貫方式における施工技術コンサルティング業務契約の取り扱い

設計施工一貫方式を採用した場合、施工技術コンサルティング業務を契約しなくても、総合建設会社はフロントローディングを実施します。

06.2 設計施工一貫方式における専門技術コンサルティング業務契約の取り扱い

- ・フロントローディングの取り組みにおける専門工事会社の参画は、総合建設会社がマネジメントまで行います
- ・従来の営業的側面での設計協力というあいまいな形態ではなく、明確なコンサル契約を行うか、発注者と設計施工契約を結んでいる総合建設会社の判断において、専門工事会社と早期に契約します。

提言

07

施工 BIM の進め方

- 2次元・3次元の重複作業を削減、2次元作図の最小化を目指す
- 専門工事会社、メーカーとの製作・プレ加工連携を目指す取り組みを展開
- 計画変更指示と工事監理者の参画
- 設計・監理・施工各者にて BIM モデルの承認フローを明確にする

07.1 施工 BIM の進め方

07.1.1 活用目的別の施工 BIM のワークフロー

・施工 BIM の進め方については、以下の資料に解説しています。

『施工 BIM のスタイル 2020 施工段階における BIM のワークフローに関する手引き 2020』※1

・専門工事会社、メーカーとの BIM による協業を通じ、製作・プレ加工におけるデータ連携を目指す取り組みを目指します。

07.1.2 施工段階における設計者・監理者との協業

①計画変更指示と工事監理者の参画

- ・施工期間中に計画変更が発生した場合は、設計者が設計 BIM を修正して施工者に提示します。
- ・工事監理者も BIM 調整会議に積極的に参画し、設計図書との照合・確認を速やかに進めます（迅速な意思表示や従来型の図面表現にこだわらず、正しい情報を迅速に判断する。図面承認までのリードタイムを短くする）。
- ・BIM モデルと実際の建物との整合性は、今後継続して検討すべき課題と言えます。

②BIM モデル合意※2 と BIM モデル承認※3

- ・日建連では、施工段階での施工図、製作図作成の合理化手法として、「BIM モデル合意」「BIM モデル承認」を提案しています。
- ・従来の図面に代わりデジタル情報での承認をめざす「BIM モデル承認」を実践する上で、設計者、監理者との取り組みに関する合意が必要となります。現在の課題では、「正しいモデルの担保」「モデル間の情報比較」「テキストで記載されている項目の基準照査」「機能・性能評価」「これらの記録・更新が担保されるシステムの構築」などが必要です。特に施工側からは設計図書のデータを参照することになるので、参照できる設計 BIM の精度やシステムが必要と考えています。

(参考)

※1：『施工 BIM のスタイル 2020 施工段階における BIM のワークフローに関する手引き 2020』

▼入手先（有償配布）：<https://www.nikkenren.com/kenchiku/bim/zuhan.html>

※2：BIM モデル合意：

BIM モデルを活用した合意形成プロセス。BIM モデル上で、合意する内容を確認すること。承認は図面になる。

※3：BIM モデル承認：

BIM モデルとその属性情報（座標データなど）を承認すること。具体的に検討をしている段階であるが、途中経過は日建連ホームページからダウンロードできます。

▼ダウンロード先：<https://www.nikkenren.com/kenchiku/bim/report.html>

提言

08

BIM を活用した工事監理の進め方

- 工事を設計 BIM（およびそれと整合した図書）と照合し、その通りに実施されているかを確認する。
- BIM モデルの発行、承認、変更状況のタイムリーな共有

08.1 BIM を活用した工事監理の将来像

・今後、設計者・工事監理者・施工者にて、BIM の発行・承認・変更等のフローについて、日建連では検討を進めていく計画としています。

提言

09

維持管理・運用 BIM 作成

- 維持管理・運用 BIM で必要となる情報は、EIR として発注者が定義する
- 維持管理・運用 BIM の作成業務は、設計施工契約とは別契約とする
- 維持管理・運用 BIM 作成業務の契約時期は、工事契約と同時期が望ましい
- 設計施工契約での竣工引き渡し図書には、設計及び施工で用いた BIM は含まれない。

09.1 維持管理・運用 BIM 作成

維持管理・運用 BIM は、竣工後の BIM 活用の目的に応じて設定し、発注者が EIR にて提示します。主な目的として、施設管理、資産運用、テナント・区分所有者誘致、改修工事等が挙げられます。

09.2 設計施工一貫方式における維持管理・運用 BIM 作成業務契約

- ・維持管理・運用 BIM の作成業務は、設計施工契約とは別契約とします。
- ・維持管理・運用 BIM 作成業務の契約時期は、工事契約と同時期が望まれます。
- ・維持管理・運用 BIM として、管理する情報は EIR で発注者が定義します。
- ・発注者が、竣工時点で BIM モデルの納品を求める場合は、設計施工契約ではなく、維持管理・運用 BIM 作成業務の範疇となります。この場合、納品する BIM モデルの内容について、EIR にて定義します。
- ・EIR では、単に維持管理・運用 BIM や竣工 BIM といったような単語ではなく、具体的にどのような情報が必要なのか、また活用する目的などが記載されていることが望まれます。

09.3 竣工引き渡し図書と維持管理・運用 BIM は異なる

竣工図は計画変更を反映した確認申請図相当の図面を指し、竣工引き渡し図書の一部として法的に提出が定められている設計施工契約における成果物です。そのため、発注者が活用目的に応じて設定する維持管理・運用 BIM とは異なります。

09.4 竣工 BIM

竣工 BIM は総合建設会社の社内目的により必要に応じて作成するもので、設計施工契約には含まれません。竣工 BIM を作成する可否は総合建設会社が自分たちのメリットが見出された場合のみ対応する自主判断とします。参考までに総合建設会社が自主的に作成する目的の例を以下に挙げます。

- ①竣工図（完成図）作成の効率化
- ②改修工事への対応
- ③提言 04 で挙げた超概算への活用等のデータベース化
など

発注者が設計や施工で使用された BIM データの納品を望む場合は、設計施工契約にはそれらの業務は含まれていませんので、EIR にて維持管理・運用 BIM として作成条件を示すことが必要になります。

検討を継続する主な課題

日建連では以下に示す項目を中心に、部会活動を通じて合理的な BIM ワークフローの検討を継続し、建築生産に関わる課題解決を図ります。

①一貫した BIM ワークフローにおける設計 BIM、施工 BIM、維持管理・運用 BIM の位置づけ

- ・ 竣工 BIM/維持管理・運用 BIM/完成 BIM などの定義
- ・ 設計 BIM と施工 BIM の終わらせ方
- ・ BIM モデル合意から BIM モデル承認への転換基盤の在り方
- ・ 維持管理・運用 BIM の始め方
- ・ それらのつなぎ方

など

②フロントローディングにおける BIM ワークフロー

- ・ 設計 BIM と施工 BIM の引き渡し方（引き渡し会の運用）
- ・ 設計・施工一体型 BEP のひな形
- ・ 伝達シートのひな形

など

③計画変更（設計変更）対応

- ・ 設計変更内容の提示方法
- ・ 施工段階における設計モデルの更新業務

など

④リニューアル工事における BIM

- ・ 現地調査におけるデジタル計測技術の活用
- ・ 将来的なリニューアル工事を見据えた BIM データのアーカイブ方法

など

おわりに

(白紙)

2022年6月の版で記載します

『設計施工一貫発注における BIM のワークフロー』作成関係委員

建築本部 建築 BIM 合同会議

委員名簿

幹事：建築生産委員会 BIM 部会

曾根巨充（部会長 | 前田建設工業） | 吉田知洋（副部会長 | 鹿島建設）

BIM 部会 BIM 啓発専門部会

三輪哲也（主査 | 竹中工務店）

BIM 部会 施工 BIM 専門部会

本谷 淳（主査 | 大林組）

建築設計委員会

設計企画部会

柴田淳一郎（部会長 | 大林組）

設計企画部会 設計 BIM 専門部会

池田英美（主査 | 竹中工務店） | 一居康夫（副主査 | 大林組）

建築生産委員会

施工部会

河合邦彦（部会長 | 大成建設）

施工部会 生産性向上専門部会

荒木真也（主査 | 鹿島建設）

建築生産委員会

設備部会

浜中健児（部会長 | 鉄建建設）

設備部会 設備情報化専門部会

福富貴弘（主査 | 飛島建設） | 定松正樹（副主査 | 三井住友建設）

（2022 年 3 月現在）

設計施工一貫発注における BIM のワークフロー

2022 年 06 月 ● 日

第 1 版第 1 刷発行

執筆・編集：

一般社団法人日本建設業連合会

建築本部 建築 BIM 合同会議

<https://www.nikkenren.com/kenchiku/bim>

発行：

一般社団法人日本建設業連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1

TEL：03-3551-1118

<https://www.nikkenren.com>

©2022 一般社団法人日本建設業連合会

本者の無断複写・複製（コピー等）は著作権法上の例外を除き、禁じられています。